

○射水市フットボールセンター条例施行規則

令和4年3月28日

教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市フットボールセンター条例(令和3年射水市条例第29号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により、フットボールセンター又は附属設備(以下「センター等」という。)の使用の許可を受けようとする者は、射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)にフットボールセンター使用申請書を提出しなければならない。

2 前項のフットボールセンター使用申請書は、使用日の3月前の日の属する月の初日から当該使用日までの間に提出しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する申請期間以前であっても申請することができる。

- (1) 射水市及び教育委員会が主催する事業
- (2) 射水市中学校体育連盟が主催する事業
- (3) 富山県中学校体育連盟が主催する事業で、教育委員会が認めるもの
- (4) 富山県高等学校体育連盟が主催する事業で、教育委員会が認めるもの
- (5) 国又は県が主催する事業で、教育委員会が認めるもの
- (6) 地域スポーツの振興に多大な貢献をしている団体が主催する事業で、教育委員会が認めるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める事業

(使用の許可)

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合において、フットボールセンターの使用を許可したときは、フットボールセンター使用許可書(以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、教育委員会が公用又は公共のために特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用許可の変更又は取消し)

第4条 許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可事項の内容を変更、又は取消しようとするときは、フットボールセンター使用許可変更(取消)申請書を、許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による許可をした場合であっても、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、その許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。

- (1) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 偽り、その他不正な行為により、使用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会においてセンター等を使用させることが適当でないと認めるとき。

(使用料の減免)

第6条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 使用料の減免の範囲及び割合は、別表のとおりとする。ただし、フットボールセンターの夜間照明に係る使用料の減免の範囲及び割合は、別に定める。
- 3 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請が適当と認めるときは、使用料減免許可書を申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第11条ただし書の規定により既納の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を、変更(取消)許可書又は使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 使用料の還付の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 条例第11条第1号及び第2号に該当する場合 当該使用料の全額
  - (2) 条例第11条第3号に該当する場合 市長が認める額
- 3 前項の規定による還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(損壊の届出等)

第8条 使用者は、センター等を損壊し、又は滅失したときは、速やかに教育委員会に届けて、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第9条 教育委員会は、センター等の管理上必要があると認めるときは、現に使用されているフットボールセンターに立ち入り、必要な指示をすることができる。

(書類の様式)

第10条 申請書その他この規則に規定する書類は、教育委員会が別に定める様式による。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第11条 条例第14条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にフットボールセンターの管理を行わせる場合における第2条から第10条までの規定の適用については、第2条中「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と、第2条(第2条第3項第1号を除く。)から第5条まで及び第8条から第10条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条中「条例第5条第1項」とあるのは「条例第15条第2項の規定により読み替えて適用する条例第5条第1項」と、第6条中「条例第10条」とあるのは「条例第17条第6項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条(見出しを含む。)及び第7条(見出しを含む。)の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条中「第11条ただし書」とあるのは「条例第17条第7項ただし書」とする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、センター等の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月29日から施行する。

別表(第6条関係)

減免の範囲	割合
1 市、教育委員会その他市の機関が主催する行事	10割
2 市内の小中学校、中学校、幼稚園、保育園等が主催する大会及び当該大会に係る練習並びに行事	10割
3 射水市スポーツ少年団が主催する大会及び行事	10割
4 市、教育委員会その他市の機関が共催する行事	5割

5 構成員の半数以上が市内に住所を有する身体障害者手帳等の交付を受けた者で構成する団体であって、当該団体が団体使用する 場合	5割
6 市長が特に必要と認める場合	3割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合